

与教学第1677号
令和2年1月12日

与那原町立学校、幼稚園 保護者の皆様

与那原町教育委員会
教育長 當山 健
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症について（お知らせ）

時下、日頃より本町の感染症対策へのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、令和3年1月7日に、沖縄県教育委員会が、「小学校、中学校及び高等学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を発出しました。その中で、感染者が発生した場合の臨時休業等の考え方や施設の消毒等についても、これまでの知見等を踏まえて見直しが行われました。

つきましては、本町教育委員会では、今後は、これまでの対応も踏まえながら以下に示す対応を基本として、学校での感染拡大防止に取り組めますので、お知らせします。

なお、今後の文部科学省や沖縄県教育委員会からの新たな通知等で変更になる場合があります。

◆児童生徒が感染した、または濃厚接触者と特定された場合

1 感染者の確認・学校の認知について

○児童生徒の感染が確認された場合は、保護者（本人）から、または関係機関を通じて学校に連絡が入ります。

2 感染者・濃厚接触者等の「出席停止」について

○児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく、「出席停止」の措置を取ります。

「出席停止の期間」

・感染者については、最終登校日の翌日から医師が治癒したと判断する期間となります。

・濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間となります。（なお、検査の結果、陰性と判断された場合でも2週間の出席停止となります）

○家族が濃厚接触者と特定された場合（本人は該当しない）

・健康観察を強化して登校を継続します。

・保護者の申し出により、出席停止の措置を取ることができます。（「欠席扱い」とはなりません）

3 施設の消毒について

○感染エリアの消毒作業

・沖縄県教育庁学校人事課作成「感染者が発生した施設の消毒について Ver 2」を参考に、感染者の最後の使用から72時間以内の消毒が可能です。

・学校薬剤師や保健所と連携し、感染者が活動した範囲の施設と物品を学校職員が消毒します。（症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。）

4 臨時休業の要否の判断について

○学校内に感染者が発生した場合、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことはありません。

○設置者が、保健所の見解や学校医等の助言を踏まえ、学校の全部または一部（学級・学年）の臨時休業の要否を検討します。

○臨時休業の対象になった学校では、登校日を設けることや臨時預かりを行うことはありません。

（地域一斉の臨時休業は、地域の社会経済活動全体を停止するような場合のみ、町教育委員会において、実施の検討を行います。）

◆児童生徒本人に発熱等の風邪症状が見られる場合

○発熱等が発症し、その後、治癒した日の翌々日までを「出席停止」とします。

・医療機関を受診した場合、医師により登校可能と診断された場合は、その指示に従って登校可能とします。

・医療機関を受診しない場合、「治癒」とは解熱剤等を服用せず平熱を保ち、風邪症状がない状態を表します。

◆基礎疾患（呼吸器疾患・糖尿病など）の治療継続中であり、主治医の指示により自宅待機する場合

○出席停止期間は、主治医の指示によるものとします。

◆感染不安により、保護者から「学校を休ませたい」と相談のあった児童生徒について

○感染の不安・心配を理由に登校できないと保護者が考えるに合理的な理由があると学校長が判断する場合には「出席停止」とします。

※上記については、幼稚園もこれに準じます。

【この件の問合せ 学校教育課 指導主事：仲程 俊浩 TEL098-945-2361】